

答 申 情 第 2 2 4 号

令 和 8 年 7 月 1 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月15日付け都建指第20号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市建築審査会議事録に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第376号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年3月21日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市建築審査会令和6年度第1号、第2号及び第3号審査請求事件京都市建築審査会令和6年度第7回会議議事録」「京都市建築審査会令和6年度第1号、第2号及び第3号審査請求事件京都市建築審査会令和6年度第8回会議議事録」「京都市建築審査会令和6年度第9回会議審査請求に事件に関する審議についての議事録」「京都市建築審査会令和6年度第10回会議審査請求に事件に関する審議についての議事録」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「京都市建築審査会に提出された「京都市建築審査会令和6年度第1号審査請求事件及び京都市建築審査会令和6年度第3号審査請求事件」に係る①令和6年度第1号、第2号及び第3号審査請求事件 京都市建築審査会令和6年度第7回会議議事録、②令和6年度第1号、第2号及び第3号審査請求事件 京都市建築審査会令和6年度第8回会議議事録、③京都市建築審査会令和6年度第9回会議審査請求事件に関する審議についての議事録及び④京都市建築審査会令和6年度第10回会議審査請求事件に関する審議についての議事録」（以下まとめて「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年4月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第5号に該当

議事録については、公開することにより委員会での円滑な審議や意思決定が不当に損なわれ、審査会の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和7年4月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都市建築審査会について

京都市建築審査会とは、建築基準法に規定する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、京都市の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項を調査審議する附属機関である。

なお、都市計画局建築指導部建築指導課は、当審査会の事務局として運営事務を行うため、当審査会の文書を保有している。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、京都市建築審査会に対して提出された、建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく確認処分の取消しを求める審査請求に係る議事録である。

(3) 本件公文書が条例第7条第5号に該当することについて

本件公文書は、京都市建築審査会の議事録であり、いずれも非公開の場で審議を行ったものである。非公開の審議情報を公表事項とすることは、委員の発言内容について個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがある。これにより、今後、委員が自らの責任と判断において発言し、論議を行うなど自由で率直な意見の交換ができなくなることで、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、非公開部分は、条例第7条第5号に該当するものとする。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 審査請求に係る処分は、次のとおり違法不当である。

(2) 「京都市建築審査会令和6年度第7回～第10回会議議事録」の議事事項全部が当該「条例第7条第5号」には該当しないのに、違法に黒塗りされているため。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、京都市建築審査会に対して提出された、建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく確認処分の取消しを求める3件の審査請求事件について、京都市建築審査会において審議を行った令和6年度第7回会議から同第10回会議の議事録で

ある。本件公文書は、「１日時」、「２場所」、「３出席者」、「４議事事項」の４項目について記載され、そのうち「４議事事項」の審議の争点及び各委員の発言内容が記載された部分について非公開（以下「本件非公開部分」という。）とされている。

(2) 条例第７条第５号該当性について

ア 処分庁は、京都市建築審査会は、非公開の場で審議を行っており、その議事録を公開すると、委員の発言内容について個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあり、これにより委員が自らの責任と判断において発言し、議論を行うなど自由で率直な意見の交換ができなくなることで、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、条例第７条第５号に該当するものと主張する。

イ 一方、審査請求人は、議事事項のすべてが条例第７条第５号には該当しないと主張する。

ウ 条例第７条第５号は、本市等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の中には、行政としての意思決定前の段階の事項に係るものが少なからず含まれており、これを公開すると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じ、公正かつ適正な意思決定の確保ができなくなることがあり得るため、こうしたことを防ぐために定めたものである。

合議制機関等の審議等に関する情報について本号該当性を判断するに当たっては、当該合議制機関等の性質や審議事項の内容に照らし、個別、具体的に率直な意見の交換等を不当に損なうおそれが有るか否かを検討しなければならない。

エ 京都市建築審査会は、建築基準法第９４条第１項に規定する審査請求がなされた際に、当該審査請求事件について、処分庁及び審査請求人の主張を踏まえ、審査請求の対象とされる処分の妥当性について審議・検討を行っている。本件非公開部分にはこのような審査会における各委員の発言内容が記載されているが、これを公開すると、審議の過程において、どのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見・見解が公になり、その結果、自由かつ率直な審議が行われ難くなるなど、当該審査会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当審議会としては、本件非公開部分は、条例第７条第５号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

(3) 結論

以上により、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和 7 年 5 月 1 5 日 諮問

6 月 1 3 日 諮問庁からの弁明書の提出

令和 8 年 5 月 1 1 日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和 8 年度第 1 回会議）

7 月 1 3 日 審議（令和 8 年度第 3 回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会（部会長 石塚 武志）